

## 意見公募の結果について

- 1 審査基準の題名 市街化調整区域における開発許可取扱い基準の一部改正
- 2 審査基準の案の公示の日 平成19年7月25日
- 3 提出意見 ありませんでした。
- 4 意見公募手続を実施した審査基準の案と定めた審査基準との変更箇所及びその理由

傍線部分が変更箇所

定めた審査基準	意見公募時の審査基準の案
<p>都市計画法第34条第1号に基づく許可の対象となる施設は、当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する次の公益上必要な施設であって、その位置及び規模からみて周辺の市街化を促進するおそれがないと認められるもののうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 社会福祉施設 通所系施設である社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設、更正保護事業法第2条第1項に規定する更正保護事業の用に供する施設又は保育所</p> <p>(2) 医療施設 入院施設を有しない診療所</p> <p>(3) 学校 幼稚園、小学校又は中学校</p> <p>摘要 (1)から(3)までに規定する施設は、次の要件等を満たすものとする。</p> <p>ア 施設の規模は、次の要件に該当すること。</p> <p>(ア) 敷地面積及び建築物の床面積は、当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する適正な規模でなければならない。</p> <p>(イ) (1)に規定する社会福祉施設及び(2)に規定する医療施設にかかる敷地面積は、3,000㎡以下であること。</p> <p>(ウ) (2)に規定する診療所に住宅が附属する場合は、住宅の延べ面積は、120㎡以下であること。</p> <p>イ (3)に規定する学校を除き、許可を受ける土地は、既存集落内又はその隣接地であること。既存集落の周辺においては、その集落に連たんしていると認められる土地であること。</p> <p>ウ 関係部局との調整について 次の要件について、当該開発区域を所管する関係部局との調整を終了したものでなければならない。</p> <p>(ア) 福祉施策、医療施策及び文教施策の各観点から支障ないこと。</p> <p>(イ) 設置及び運営が国の定める基準に適合していること。</p> <p>(ウ) 安定的な経営確保が確実に図られていること。</p> <p>施行期日 平成19年11月30日</p>	<p>法第34条第1号に基づく許可の対象となる公共公益施設は、当該開発区域の周辺の市街化調整区域に居住する者を主たるサービス対象とした下記の公共公益施設で、設置及び運営について関係部局と調整が図られたものであり、かつ、周辺住民の利便の用に供する適正な規模と認められるものとしします。</p> <p>なお、<u>社会福祉施設の敷地面積は、3,000㎡以下であること</u>とします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1) 社会福祉施設 通所系施設である社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更正保護事業法第2条第1項に規定する更正保護事業の用に供する施設、保育所</p> <p>2) 医療施設 通所系の診療所、助産所</p> <p>3) 学校 幼稚園、小学校、中学校</p> <p>施行期日 平成19年11月30日</p>

### 【変更の理由】

当初、意見公募を開始するまでは、石川県内の開発許可権限を有する行政庁間の協議において、上記の意見公募時の審査基準の案で開発許可取扱い基準の案が示されており、その案に従って意見公募を実施したものです。その後、助産所については、都市計画法第34条第14号に基づく開発許可取扱い基準に移行した方がよいのではないかという一部の行政庁からの意見もあり、本市で再検討を行った結果、助産所については、今回の意見公募時の審査基準の案である都市計画法第34条第1号に該当させるのではなく、同条第14号該当とすることにしました。また、定めた審査基準に、摘要として、関係する詳細な基準も併せて明確化することとし、追加を行いました。